○東京医科大学病院長、茨城医療センター病院長及び八王子医療センター病院長選出規程

平成16年６月８日理事長達第４号

（趣旨）

第１条　東京医科大学病院長、茨城医療センター病院長及び八王子医療センター病院長（以下「病院長」という。）の選出については、学校法人東京医科大学組織及び職制並びに職員規則第14条の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（病院長選出の時期）

第２条　病院長の選出は、次の場合に行う。

（１）　病院長の任期が満了するとき。

（２）　病院長が辞任又はその他の事由により欠員となったとき。

２　任期満了による場合は任期満了日の30日前までに、欠員による場合は速やかに、それぞれ次期の病院長を選出する。

（選考委員会の設置）

第３条　理事会は、病院長選出に当たって病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない。

２　選考委員会は、病院長の任期満了の場合はその３ヶ月前までに、病院長が欠員の場合は速やかに、組織されなければならない。また、選考委員会は、病院長候補者を理事会に報告したときをもって解散する。

（選考委員会の構成等）

第４条　選考委員会は、次の委員をもって構成する。

（１）　理事（教授会代表者会議構成員である理事を除く。）　３名

（２）　教授会代表者会議構成員（選出に係る病院の病院長を除く。）　３名

（３）　選出に係る病院に勤務する教育職員（教授会代表者会議構成員を除く。）から選出された者　１名

（４）　選出に係る病院に勤務する事務系職員、看護系職員及び技術系職員（理事である職員を除く。）から選出された者　１名

（５）　外部有識者（過去10年以内に本学と雇用関係にない又は過去３年間に本学と年間50万円を超える寄附等のやりとりのないこと）　２名以上４名以内

２　前項第１号の委員には、少なくとも１名の外部理事を含めなければならない。

３　特定機能病院の病院長選考に係る選考委員会においては、第１項第５号の委員には、少なくとも、病院の管理運営に関し広くかつ高い識見を有する外部有識者１名及び医療安全確保に関し広くかつ高い識見を有する外部有識者１名の計２名を含まなければならない。

４　次の各号に定める委員の選任は、当該各号に定める方法によって行う。

（１）　第１項第１号、第３号、第４号及び第５号の委員　理事会の決議による。

（２）　第１項第２号の委員　教授会代表者会議の決議による。

５　委員長は、委員の互選によって選出する。

６　第４項により選任された委員の氏名、経歴及び選任理由は、その選任後速やかに、公表しなければならない。

７　委員が病院長候補者となったときは、直ちに委員を辞任し、これに代わる委員を補充しなければならない。

８　選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

９　選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

10　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（選考委員会の任務）

第５条　病院長は、次に掲げる要件を満たす者とし、選考委員会は、具体的な選考基準（病院長に求められる資質・能力）を策定し、公表するものとする。ただし、特定機能病院の病院長を選考する際には、第３号及び第４号のかっこ書に記載された事項を選考基準に含めるものとする。

（１）　臨床研修修了医師であること。

（２）　心身ともに健全であること。

（３） 人格が高潔で、組織管理能力等病院の管理運営に識見を有すると認められること（病院内外での組織管理経験）。
（４） 医療安全確保のための必要な資質・能力を有していると認められること（医療安全管理業務の経験、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力）。
（５） 過去３年以内に停職以上の懲戒を受けていないこと。
２　選考委員会は、前項の公表と合わせ、病院長候補者の推薦（自薦・他薦を問わない。）を公募する。
３　選考委員会は、前項の推薦のあった者の中から、第１項の選考基準に照らし、３名以内の病院長候補者を選考し、選考の過程及び理由とともに、履歴書等の参考資料を付して理事会に報告しなければならない。
４　選考委員会は、選定した病院長候補者の氏名及び選定の理由を公表するものとする。
（病院長の決定）
第６条　理事会は、前条第１項の選考基準に照らし、選考委員会から報告のあった病院長候補者の中から、病院長を決定する。
２　病院長の氏名、決定の理由及び選考過程は、前項の決定後速やかに公表するものとする。
（病院長代行）
第７条　病院長の心身の故障等により執務に支障が生じ、理事会の決議により病院長の職務が停止された場合、病院長代行を選出することができる。病院長代行は、病院長の権限の全て（医療法上の管理者の権限や理事となり得る地位を含む）を有するものとする。
２　理事会は、前項の病院長代行の選出に当たって病院長代行選考委員会（以下「代行選考委員会」という。）を設置しなければならない。
３　代行選考委員会は、次の委員をもって構成する。
（１）理事長　１名
（２）副理事長　１名
（３） 理事の中から理事長が選任する者　１名以上（前号に該当する者がいない場合には２名以上）
（４）理事長が選任する外部有識者　２名以上
４　代行選考委員会の委員長は、理事長とする。
５　第３項の委員の氏名、経歴及び選任理由は、その選任後速やかに、公表しなければならない。
６　代行選考委員会は、第１項の病院長が所属する病院の副院長の中から、第５条第１項の選考基準に照らし、病院長代行候補者を選考し、選考の過程及び理由とともに、履歴書等の参考資料を付して理事会に報告しなければならない。
７　病院長代行の選出においては、第４条第３項及び第８項ないし第10項、第５条第４項並びに第６条を準用する。この場合において、これらの規定中「病院長」とあるのは「病院長代行」と、「選考委員会」とあるのは「代行選考委員会」と読み替えるものとする。
（雑則）
第８条　この規程の実施について疑義のある場合は、理事会が決定する。

附　則（平成16年６月８日理事長達第４号）
１　この規程は、平成16年６月８日から施行する。
２　この規程の施行に伴い、昭和42年４月26日制定の東京医科大学病院長予定者選出内規は廃止する。
附　則（平成21年３月４日東医大発第87号）
この規程は、平成21年４月１日から施行する。（題名及び第１条の改正）
附　則（平成22年３月２日東医大発第95号）
この規程は、平成22年４月１日から施行する。（第１条及び第３条から第８条までの改正）
附　則（平成23年３月31日東医大発第188号）
この規程は、平成23年４月１日から施行する。（第６条第１項、第６項、第７項及び第８項の改正）
附　則（平成24年12月６日東医大発第648号）
この規程は、平成24年12月６日から施行し、平成24年11月８日から適用する。（題名及び第１条の改正）
附　則（平成25年３月29日東医大発第165号）

１　この規程は、平成25年４月１日から施行する。（第１条、第２条第２項、第３条、第４条第１項、第５条、第６条第１項第１号、第３項、第５項及び第６項の改正）
２　この規程の改正前に任命された病院長については、なお従前の例による。

附　則（平成27年６月23日東医大発第421号）

１　この規程は、平成27年６月９日から施行し、平成27年４月１日から適用する。（第６条第７項、第８項及び第７条の改正）
２　この規程の改正施行日に選出手続中の病院長選出については、なお従前の例による。

附　則（平成30年１月16日東医大発第18号）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。（第３条から第６条までの改正及び第７条の削除以下条の繰上げ）

附　則（令和２年６月16日東医大発第61号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。（第４条第１項第５号、第６項、第５条第１項第３号、第１項第４号の改正）

附　則（令和５年８月10日）

この規程は、令和５年８月10日から施行する。（第４条第１項第５号の改正）【令和５年８月15日東医大発第217号】

附　則（令和５年11月14日）

この規程は、令和５年12月１日から施行する。（第４条第１項第２号、第２項乃至第４項及び第４項第１号並びに第２号、第６項、第９項及び第６条第２項の改正）【令和５年11月18日東医大発第421号】

附　則（令和７年８月５日）

この規程は、令和７年８月５日から施行する。（第７条の新設、以下条の繰り下げ。）【令和７年８月19日東医大発第202号】

附　則（令和７年９月９日）

この規程は、令和７年９月９日から施行する。（第７条第１項の改正）【令和７年９月12日東医大発第232号】